

京都市と畜場条例及び京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和4年6月14日京都市条例第 3 号）（産業観光局中央卸売市場第二市場）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い、京都市と畜場等の位置の表示等を変更する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 京都市と畜場条例における京都市と畜場の位置の表示の変更

改正前	改正後
京都市南区吉祥院石原東之口2番地	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地

2 京都市中央卸売市場業務条例における京都市中央卸売市場第二市場の位置の表示及び面積の変更

	改正前	改正後
位置	京都市南区吉祥院石原東之口2番地	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地
面積	18,970平方メートル	22,774平方メートル

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日（令和4年8月20日（予定））から施行することとしました。

京都市と畜場条例及び京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市と畜場条例及び京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例
(京都市と畜場条例の一部改正)

第1条 京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市南区吉祥院石原東之口2番地」を「京都市南区吉祥院石原東之口町2番地」に改める。

(京都市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市中央卸売市場第二市場の項中「京都市南区吉祥院石原東之口2番地」を「京都市南区吉祥院石原東之口町2番地」に、「18,970」を「22,774」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(中央卸売市場第二市場)